鉄素材系

職種：溶解　　職務：鋳鋼溶解（製鋼）

【概要】

　　適切に配合された鋳鋼を溶解炉で溶解し、その処理を行う仕事。

【仕事の内容】

　　鋳鋼の溶解は、使用される原材料の溶解条件等に即した方法で行われることが必要とされる。鋳鋼の溶解の中で、「アーク炉溶解」とは、アーク炉で鋳鋼を溶解する作業であり、「誘導電気炉溶解」は誘電電気炉で鋳鋼を溶解する作業である。「精錬」は、溶解された鋳鋼を鋳型に注入するまでに様々な処理を行うという作業であり、良質な製品製造のために不可欠な工程である。溶解炉の築炉や補修、注湯取鍋の耐火物の施工も行う。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して、経験や公的資格は特に必要とされないが、経験者採用の際は、当該業務における専門知識やスキル、資格等が問われることが多い。
2. 技能検定の資格（特級、１級、２級）を取得することで技能が社内で認められて地位が向上することが多い。転職時にも、資格保有者は有利である。
3. 鋳造業や鋳造製品、特に溶解作業やプロセスに対する興味や関心を持っていること、溶解炉の正しい操業法を習得していること、また溶解技法の技能向上への意欲を持っていることなどが挙げられる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鋼鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

金属溶解（鋳鋼アーク炉溶解作業・鋳鋼誘導炉溶解作業）（１級・２級）

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）

　・一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　５２１　製銑工、製鋼工

　５２３　鋳物製造工